

土木部低入札価格調査制度取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項、第167条の10の2第2項及び第167条の13の規定により建設工事の入札に適用する低入札価格調査制度の取扱いについて、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 価格競争方式による契約予定金額が5億円以上の工事。
- (2) 総合評価落札方式を行う全ての工事。

（低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって入札があった場合の取扱い）

第3条 低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって入札したものを契約の相手方とする場合、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 契約保証の額（履行保証割合）及び違約金を契約金額の10分の3とする。
- (2) 専任の主任技術者又は監理技術者の配置が義務付けられている工事においては、専任で配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、それと同等の要件（入札公告における入札参加資格要件として、配置技術者に求める要件（施工経験を除く。））を満たす技術者を追加して専任で配置させる。

(調査基準価格等の設定)

第4条 予定価格を設定する者は、予定価格の算定の基礎となる仕様書、設計書等により対象工事に係る調査基準価格を設定し、予定価格調書（別紙1号）の所定の欄に記載する。

調査基準価格算定式 直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9

＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68

2 予定価格を設定する者は、一般競争入札の対象となる金額未満の工事について、調査基準価格に併せて同価格を下回る価格の失格基準価格を設定し、価格競争方式は、失格基準価格を算定するための失格基準基本価格を予定価格調書（別紙1号）の所定の欄に記載する。総合評価落札方式は、失格基準価格を予定価格調書（別紙1号）の所定の欄に記載する。

(1) 価格競争方式

失格基準価格算定式 失格基準基本価格×ランダム係数

〔ランダム係数〕乗算方式（0.99950～1.00050の範囲で0.000005又は0.000004刻み）

失格基準基本価格算定式 直接工事費×0.9＋共通仮設費×0.7

＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68

(2) 総合評価落札方式

失格基準価格算定式 直接工事費×0.9＋共通仮設費×0.7

＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68

3 総合評価落札方式を行う場合において入札参加者の提案の内容が対象工事の設計内容や設計価格の低減に及ぼす影響が大きいと認められるときには、必要に応じ学識経験者、土木部技術審査会等（契約予定金額が5億円未満の工事においては、土木事務所等技術審査会等）

の意見を聴いた上、前項の失格基準価格を設定しないことができる。

(入札参加者等への周知)

第5条 契約担当者は、対象工事であることを入札公告又は入札通知書に記載するとともに、入札参加希望者へ様式1号により周知しなければならない。

(落札決定の保留等)

第6条 契約担当者は、失格基準価格を設定した場合において、当該価格を下回った価格をもって入札した者を失格とし、入札者にその旨を告げる。

2 契約担当者は、次項の場合を除き調査基準価格を下回った価格（失格基準価格を設定した場合においては、失格基準価格以上の調査基準価格を下回った価格。以下同じ。）をもって入札が行われたときは、入札者に、落札決定を保留し後日落札決定する旨を告げた上で入札を終了する。

3 契約担当者は、技術資料等を審査する総合評価落札方式を行った場合において調査基準価格を下回った価格をもって入札が行われたときは、入札者に、技術資料の審査を行い後日落札決定する旨及び技術資料の審査の対象としない旨と併せて調査基準価格を下回った価格をもって行われた入札がある旨を告げた上で入札を終了する。

4 契約担当者は、契約予定金額が5億円以上の工事において、前2項の入札があった場合は、本庁事業主管課へ報告する。

(調査の実施)

第7条 本庁事業主管課又は総合評価落札方式で契約予定金額が5億円未満の工事においては契約担当者（以下「本庁事業主管課等」という。）は、前条第2項の場合には最低の価格をもって入札した者（失格基準価格を設定した場合においては、失格基準価格以上の最低の価格をもって入札した者。以下「調査対象最低価格入札者」という。）を対象に、前条第3項の場合には落札者決定基準（競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が兵庫県にとって最も有利なものを決定するための基準）に基づき算定した評価値（以下「評価値」という。）が最も高い者（失格基準価格を設定した場合においては、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち評価値が最も高い者。以下本項において同じ。）の入札価格が調査基準価格を下回ったときには評価値が最も高い者（以下「調査対象最高評価値者」という。）を対象に、調査基準価格を下回った入札価格（以下「調査対象入札価格」という。）の調査を行う。

2 本庁事業主管課等は、調査対象最低価格入札者又は調査対象最高評価値者から直ちに次に掲げる資料を提出させ、その内容について調査する。

なお、契約予定金額が5億円以上の工事においては、契約担当者は、調査対象最低価格入札者又は調査対象最高評価値者への資料の提出指示及び受領を行うとともに、調査に協力する。

- (1) 入札金額決定理由書（様式2号）
- (2) 工事費内訳書（様式3-1号）
- (3) 共通仮設費（率分）内訳書（様式3-2号）
- (4) 現場管理費内訳書（様式3-3号）
- (5) 一般管理費内訳書（様式3-4号）

- (6) 下請予定業者等一覧表（様式4-1号）
 - (7) 下請別契約予定内訳表（様式4-2号）
 - (8) 配置予定技術者について（様式5号）
 - (9) 対象工事付近の手持工事の状況（様式6-1号）
 - (10) 対象工事に関連する手持工事の状況（様式6-2号）
 - (11) 契約対象工事箇所と事業所、倉庫等との関連（地理的条件）（様式7号）
 - (12) 手持資材の状況（様式8-1号）
 - (13) 資材購入予定先一覧（様式8-2号）
 - (14) 手持機械の状況（様式9号）
 - (15) 労務者の確保計画（様式10号）
 - (16) 建設副産物の搬出地（様式11号）
 - (17) 交通誘導員配置計画（様式12号）
 - (18) 施工体制台帳（様式13号）
 - (19) 過去に施工した公共工事及び発注者（様式14号）
 - (20) 県発注工事の受注状況（様式15号）
 - (21) 直近2期分の決算報告書
 - (22) その他契約担当者が必要と認める事項に関するもの
- 3 本庁事業主管課等は、関係機関への照会等を行って調査し、次に掲げる資料を作成する。
- (1) 調査結果及び意見書（別紙2号）
 - (2) 工事費積算比較表（別紙3号）
 - (3) 経営内容等の調査表（別紙4号）

（審査会の審議等）

- 第8条 本庁事業主管課等は、前条の規定による調査終了後直ちに、予定価格調書（別紙1号）及び同条第2項及び第3項に掲げる資料（以下「調査資料」という。）を土木部契約審査会（以下「審査会」という。）に提出し、調査対象入札価格の適否について意見を求める。
- 2 審査会は、調査資料を受領後直ちに、調査資料に基づき、調査対象入札価格により落札決定した場合に対象工事の契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて審議する。
- 3 審査会は、審査会意見を本庁事業主管課経由の上（総合評価落札方式で契約予定金額が5億円未満の工事においては、本庁事業主管課経由を省略する。）、契約担当者に通知する。
- 4 審査会の組織及び運営方法は、入札参加者審査会各部会及び分科会に準じる。

（落札者の決定等）

- 第9条 契約担当者は、審査会から調査対象入札価格が適切である旨の通知があり、かつ、専任の主任技術者又は監理技術者の配置が義務付けられている工事においては、当該工事に専任で配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、それと同等の要件を満たす技術者を追加して専任で配置できると認められる場合には、調査対象最低価格入札者又は調査対象最高評価値者を落札者とする。
- 2 契約担当者は、審査会から調査対象入札価格が不適切である旨の通知があった場合、又は当該工事に専任で配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、それと同等の要件を満たす技術者を追加して専任で配置できないと認められる場合には、調査対象最低価格入札者を

落札者とせず予定価格の制限の範囲内の価格（失格基準価格を設定した場合においては、失格基準価格以上で予定価格の制限の範囲内の価格。以下同じ。）をもって入札した者のうち調査対象最低価格入札者の価格に次ぐ価格をもって入札した者（以下「次順位価格入札者」という。）を落札者とし、又は調査対象最高評価値者を落札者とせず予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち調査対象最高評価値者の評価値に次ぐ評価値の者（以下「次順位評価値者」という。）を落札者とする。

- 3 前項の場合において次順位価格入札者又は次順位評価値者が調査基準価格を下回った価格をもって入札しているときは、第7条から本条までの規定を準用する。
- 4 契約担当者は、落札決定後速やかに開札結果表（予定価格、調査基準価格及び失格基準価格の記載欄を空欄のままにしたもの）に最終入札結果を記載（別紙5号参照）し、閲覧の方法により公表する。

（落札決定の通知）

- 第10条 契約担当者は、前条の規定により落札者を決定したときは、全ての入札者に対し、落札決定通知書（様式16号）により通知する。
- 2 契約担当者は、調査対象最低価格入札者以外の者を落札者とした場合における落札者よりも低い価格をもって入札した者（失格基準価格を設定した場合においては、失格基準価格以上で落札者よりも低い価格をもって入札をした者）及び調査対象最高評価値者以外の者を落札者とした場合における落札者よりも評価値が高い者（失格基準価格を設定した場合においては、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち落札者よりも評価値が高い者）に対する前項の規定による通知には、落札者とされなかった理由を付する。
- 3 契約担当者は、落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由を、当該請求を行った入札者に書面（様式17号又は様式17号の2）により通知する。

（契約の締結等）

- 第11条 契約担当者は、契約締結後（議会の議決に付すべき場合にあっては、本契約締結後）、第9条第4項の規定に基づき最終入札結果を記載した開札結果表に予定価格、調査基準価格及び失格基準価格を書き込むとともに、落札者を対象に実施した低入札価格調査の実施内容（様式18号）を閲覧等の方法により公表する。

附 則

この要領は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。